

議第3号議案

総合運動公園に関する調査特別委員会の設置について

つくば市議会は、別紙のとおり特別委員会を設置する。

平成27年12月16日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	五頭泰誠
	〃	小野泰宏
	〃	滝口隆一
	〃	金子和雄

1 特別委員会の設置

本議会は、地方自治法第109条及びつくば市議会委員会条例第5条の規定により、委員26人からなる総合運動公園に関する調査特別委員会を設置する。

2 調査事項

(仮称)つくば市総合運動公園事業の検証とスポーツ施設のあり方に関する事項を調査する。

3 調査権限

本議会は、2に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。